

訪問看護ステーションこまえ正吉苑運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 正吉福祉会が設置する訪問看護ステーションこまえ正吉苑（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
訪問看護ステーションこまえ正吉苑	東京都狛江市西野川 2-27-23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（看護職員と兼務）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）（内、1名は管理者と兼務）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による対応体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族から、ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

（緊急時における対応方法）

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額（利用料 別紙のとおり）を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費
- (3) キャンセル料

（通常業務を実施する地域）

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、東京都柏江市全域、調布市国領町8丁目・西つつじヶ丘4丁目・菊野台3丁目・入間町2丁目・世田谷区喜多見8丁目・9丁目・成城4丁目とする。

（相談・苦情対応）

第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 1 ステーションは、**人権の擁護**、虐待を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止委員会を設置し、**3か月に1回以上開催し、関係法令等により適正に運営されているか、防止と早期発見に努める。**
 - (2) 虐待防止をすることを目的に、職員を対象とした研修を定期的実施する。
- 2 その他、虐待防止については、法人の定めるリスクマネジメント規定に則る。

（身体拘束等の適正化）

第16条 1 ステーションは、身体拘束を廃止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体拘束適正化委員会を設置し、**3か月に1回以上委員会を開催し、関係法令等により、適正に運営されているか、分析、検証を行うものとする。**
- (2) 身体拘束等を廃止することを目的に、職員を対象とした研修を定期的実施する。

2 その他、身体拘束等への対応原則及び条件については、身体拘束等の適正化のための指針に定める。

(その他運営についての留意事項)

- 第 17 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後 1 ヶ月以内の初任研修
 - (2) 毎月 1 回以上の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。
- 第 18 条 1 ステーションは、感染症や災害等発生時に、利用者に対して継続した指定訪問看護サービスを実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第 19 条 1 ステーションは、適切な訪問看護サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、この規程は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 3 月 28 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 2 日から一部改定施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改定施行する。